

# 回覧

## ～ 犬・ねこの飼い主の皆さまへ ～

町には、ペットの鳴き声、ふん尿の放置、犬の鳴き声など飼い方に関する苦情が、多く寄せられています。ペットの鳴き声やにおいなど、飼い主には日常であっても、周囲に対して迷惑になっていることがあります。

周囲の人に迷惑をかけないように、もう一度ペットの飼い方を見つめ直し、みんなが気持ちよく暮らせるまちにしましょう。

### 犬の飼い方マナー



#### ★ ふん尿の始末はきちんとしましょう！

一部の無責任な飼い主によって、犬のふん尿の放置に困っているなどの苦情が、多く寄せられています。飼い犬のふん尿を適正に処理することは、飼い主の義務です。

ふん尿は、悪臭や汚れが残らないように適正に処理をしてください。また、住宅密集地では自宅で排泄を済ませてから散歩に出かけるなど、周りに対する配慮も必要です。(散歩中にふんをしたときは必ず持ち帰り、尿は、水や消毒液で洗い流したり、必要に応じてペットシートなどで吸収し持ち帰るなど必ず処理しましょう)

#### ★ 飼い犬事故届について

飼い犬が咬傷など人に危害を加える事故を起こした時は、飼い主は兵庫県動物愛護センター三木支所へ「飼い犬事故届」を提出しなければいけません。飼い主は、飼い犬による事故を防ぐため、外に連れ出す時には、リードなどにより常に飼い犬をコントロールするように、日頃から心掛けてください。



届出先：兵庫県動物愛護センター三木支所  
電話 0794-84-3050 fax 0794-84-3051

#### ★ 犬の登録と狂犬病予防注射をしましょう！

狂犬病予防法により、生後 91 日以上の子犬の飼い主は、犬の登録が義務づけられています。また、毎年 1 回は狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。

登録及び予防注射を受けさせない場合は、20 万円以下の罰金に処せられることがあります。

裏面もご覧ください

# 回 覧

## 猫の飼い方マナー

猫は、犬と異なり自由に動き回れる環境で飼われることが多いですが、それゆえに周囲の迷惑となる場合がありますので、下記の事項を参考にして、適切な飼い方に努めてください。



### ★ 室内で飼いましょう！

猫は、本来広範囲を動き回る動物ではありません。外には、交通事故や猫同士の喧嘩によるケガ病気の感染など、たくさんの危険が待ち受けています。また、地域住民に、ふん尿等で迷惑をかけ、不必要な繁殖など、トラブルになることもあります。猫は室内で飼育しましょう。

また、首輪に飼い主の連絡先を表示し、迷子にならないようにしましょう。

### ★ 避妊・去勢手術をしましょう！

避妊・去勢手術は、繁殖制限だけではなく、性ホルモンに起因する病気の予防などのメリットがあります。手術を受けることをおすすめします。

### ★ 最後まで責任をもって飼いましょう！

一生涯飼い続けるのは、飼い主の責任です。最後まで愛情を持って飼いましょう。また、飼い主の生活が変わっても飼い続けられるよう、対策を練りましょう。万が一、飼い続けられなくなったら、新しい飼い主を見つけることも、飼い主の責任です。

どうしても新しい飼い主を見つけられない場合は、兵庫県動物愛護センターへ相談してください。なお、愛護動物を遺棄した場合は、100万円以下の罰金が科せられます。

(動物の愛護及び管理に関する法律(第44条第3項))。



## 飼い主のいない猫(野良猫)について

猫にエサをあげたいという気持ちは、とても優しい気持ちです。しかし、『猫が可愛いから』『空腹でかわいそうだから』という安易な気持ちで飼い主のいない猫にエサを与えることにより、猫が繁殖し不幸な猫を増やす結果となってしまいます。また、近隣にふん尿等で迷惑をかけてしまいます。

飼い主のいない猫への無責任なエサやりは、やめましょう。

問い合わせ先：播磨町 産業環境課(電話 079-435-2721 fax 079-435-1169)